

○天野委員長 速記を始めて。

○吉田(泰) 政府委員 長くて二、三年というところ、住民サービスに相違のないようにするといふ点はそのとおりでございまして、もちろんこれは二、三年の間に維持管理の研修は当然それなりの素質の方を出していただければできるはずだといふことでありまして、そういう意味で申し上げたわけでございまして。

なお、下水道の建設管理が地方公共団体の固有の業務であるという原則は、私も当然のことと考えております。

○浦井委員 そうすると、これも一括してお聞きしたいのですが、現在のセンターの職員が何名で、事業団になるとどれくらいになるのか、それから将来事業団はどれくらいの規模になるのかという問題、それから技術者の採用という点から非常にネックがあるわけで、果たして事業団を建設省の方で考えておられるように急激に大きくせざるというようにすることは可能なのかどうかという問題についてひとつお答え願いたい。

○吉田(泰) 政府委員 センターの現在職員は百九十五名でございまして、これを五十年程度には四百二十七名に増員いたします。倍以上になるわけですが、

それから、将来はさらに受託事業量もまだまだ要請が出ると思っておりますから、ふやすつもりであります。それに際して、今回ほどの一挙にということではないと思いますが、逐次増員を重ねていきたい。

なお将来の技術者の確保につきましては、大要頭の痛の問題ですが、やはりすでに技術を習得した人というのは大都市等現在かなり数多く技術者を抱えておられるところから主として出向の形で出ていただく。しかしそれだけでは足りませんから、技術習得の素質のある他の下水道以外の部門の技術者も含めまして、これは広く地方建設局や下水道部門以外のいろいろなところから採用していくというふうなことで、何とかこの人員、特に技術者の充員ということに万全を期していきたい

と思ひます。

○浦井委員 事業団になつてからの具体的な一つの問題なんです、聞くところによると政令指定都市、この中の大阪府と札幌市を除く指定都市がすでに事業団となるべきものに事業委託をしておるといふふうに聞いておるわけなんです、やはり大きく考えると、この事業団に拡充するというのは、技術者が不足しておるころの小さな自治体のためにつくられる。ところが、技術者の最も整つておるところのそういう指定都市から終末処理場なり何かを受託するというのは、事業団にする趣旨に反するのではないかと。また、そういうことをやっても、中小都市から委託される下水道のいろいろな建設の仕事は支障を来さぬということであれば、別にセンターから事業団に拡充する必要もないわけなんです。なぜそういうことが起こつておるのかという問題を聞きたいと思ひます。

そこで、さらに一括して私の意見を言つておきますけれども、指定都市が一斉に下水道事業の建設を委託した時期が、ちょうど五十年程度の予算、政府原案が発表されたその直後であつた。事実、五十年程度の下水道予算の案の内示には「特別の地方債制度及び国庫補助金の分割交付制度による事業について、原則として下水道事業団(仮称)に委託して事業実施を図ることとする」というようなことで、いま問題になつております特別の地方債制度と事業団設立とが連動しておるということのように思はれて仕方がないわけなんです。これではぐあいが悪いのではないかと。やれる力のある指定都市から仕事をどんどん委託して金を使う、肝心の中小都市の委託分に食い込むということがもし起こるならば、これは、拡充の趣旨に反する、このように私思ふわけなんです。だからその辺の問題について、一体建設省はどのように考えておられるのかひとつお聞きしておきたい。

○吉田(泰) 政府委員 先生のおっしゃるとおり、この事業団が下水道技術者が不足する都市を優先するべきであることは当然であります。私もそういう方針は今後も変えるつもりはありません。ただ、大都市といふことも膨大な必要事業量を抱えておりますから、総体的に言えば、これもまた人員が十分にあると言えない事情もあります。なおこの事業団は、受託建設事業を行う傍ら、新しい技術の開発、普及ということ、実用化ということも重要な職務にしておりますが、特に大都市など三次処理あるいは二次処理などの新しい技術の実験的なプラントを持つたりしております。そういう技術革新を強く推すために、大都市の事業も一部受託してそういう先進的な技術を普及するの役に立てる方がベターではないかという考え方もあります。

特に先ほど申し上げましたように、一挙に倍以上にふくらむ充員計画の中で、大都市からの出向者が非常に重要な地位を占め、かつ数も多いものですから、大都市の方からそれなりに人を出すからには、いままでのようなことなく、多少は大都市からの委託も引き受けてもらいたいという強い要請があり、これも一概に否定し切れなかったという事情であります。

なお、内示におきまして、特別地方債の対象事業は原則として事業団に受託させるものとありますが、私どもそれでは困るということで復活要求しまして、これを削除してもらつております。したがつて、現在成立している予算にはそういう大蔵省予算当局の縛りはありませんし、事実本年度の特別債は、広く事業団受託のない都市にも、むしろその方が圧倒的な額を占めていた次第でございまして。

○浦井委員 削除してあるということなんです、私が先ほど申し上げたような趣旨であるとするならば、やはり建設省なりあるいは大都市の主観的な意図がどうあれ、客観的には特別の地方債制度というものを使得大都市の下水道事業を事業団に委託させる、経済上強制しておるといふようなこととともされるわけなんです。こういうことのないようにして、特別の地方債制度と事業団委託行為というふうなことを連動させない、全く地方自治

治体の自由裁量でそれが決められるというふうな形に私はもう一遍改めて、事業団の趣旨なりあるいは特別の地方債制度の趣旨なりを自治体に徹底をさせて、公正にやるべきだ、このように考えるんですが、これはひとつ大臣にお聞きしたいと思ひます。

○吉田(泰) 政府委員 おっしゃるとおりでありまして、私もそういうふうな現にいたしておりますし、徹底してあると思ひますが、いかんせんことは特別債そのものが七百三億という非常に膨大な割合を占めて、明年度以降こんなに大きな割合を占めると私も思ひませんけれども、つまり国費の方がもっと伸びるべきだと思ひますが、そういう初めてできたにしましては大変なシェアを占めるほどの特別債がついたものだから、結果的には処理場の相当部分は実は特別債を充てざるを得ない、そういうことになつておるわけでございまして、今後の予算編成における国費と特別債の配分のあり方、これを均衡のとれた妥当なものにしていけば、おのずから解決しますし、事実をもつて各公共団体にもお示しできるはずだと思つております。

○浦井委員 大臣、いま都市局長は、内示のその項目は削除したのだということなんです、ある複数以上の指定都市の下水道当局者から、こういうふうに来ていふので、これはもう委託せざるを得ないのだ、別に委託をしなくても私のところではやれるのだ、しかし、事業量をふやすためにはやはり言われたとおりにおかぬとぐあいが悪いといふようなことを、正式な文書で私見たケースもあるし、その当局者から聞いたこともあるんです。これは複数以上です。大臣、御意見……。

○仮谷国務大臣 率直に言つて、これは地方公共団体の要請に応じてやるべきものでありまして、こちらが何か条件をつけて、そうしなければこうしないのだというふうなことを言うべきものじゃないです。だから、あくまでも地方公共団体の要請に応じて、私もその実態に応じてやるべきだ、こういう趣旨を通していくつもりでありますから、

御懸念のことがあれば十分検討しなければならぬ
と思っております。

○浦井委員 大臣、もう一遍確認しておきますが、
特別の地方債制度と事業団の委託とは連動させない。
結果的にはそれは委託する場合もあります、
しかしあくまでも連動させない。これは自由裁量
であり、建設省が公正にやる、それでよろしいで
すね。

○飯谷国務大臣 お説のとおりでございます。

○浦井委員 そうしたら、今度はその次の問題。
第三次の五十年計画は五十年で終了するわけ
なんです、政府として一現在までの結果をど
う評価しておるか。処理区域面積普及率でい
けば二・八から出発して三八を目指しておたの
に実際は二五・五である。それから処理人口普
及率で言っても、五五％を目指しておたのに実
際は三九・六であるというように、非常に
達成の度合いが悪いわけなんです、ひとつ簡潔に
どういうふうに考えておるか、お聞きしたいと
思います。

○吉田(泰) 政府委員 五十年計画は、確かに実
質におきまして所定の普及率を実現できず、相当
下回ったものになっておることはなほ遺憾で
あります。ただ、この間いろいろ水質環境基準の
上乗せがあったり工法の変更があったりまた相当
の物価増高があったりして、やむを得ない面もあ
ったわけですが、そういうものを別にしましても
大変残念であった。決して満足すべきでない。し
かしながら、反面、この厳しい総需要抑制下の中
で他の事業に比べかなりの伸びをその間も示
したわけでございまして、相対的に言えばある程
度力を入れることができた。少なくとも事業費ベ
ースでは一〇〇％を超えたという点は一応の評価
はできる、そういうふうに考えております。

○浦井委員 事業費の上では一〇〇％を超えてお
る。しかし、先ほどもちょっと数字を挙げました
けれども、総人口普及率では当初一五％を三七・
二％に引き上げるということを目標にしながら、
これは現状二二％弱ですか。そういう状況である

わけなんです。だから、これで満足してはならぬ
と思うわけですが、それでは公共用水域なり、河
川も含まれるわけですが、そういうところ
における水質汚濁の現状というものは、一
般的に言えば一体よくなっておるか悪くなって
おるか、その辺のこともあわせてお答え願いた
いと思います。

○吉田(泰) 政府委員 現在の五十年計画による
推定総人口普及率は二二・六％ということでござ
います。確かに所期の目標から見れば、はるかに
下回っているという実情でございます。

なお、公共用水域の水質汚濁の現況は、有害物
質などの健康項目については改善されてきており
ますが、肝心の生活環境の項目につきましては、
いまだ環境基準に達していないいわゆる不適合率
というものが、河川、湖沼、海域とも相当ありま
して、毎年の推移を見ましても一部よくなった
一部悪くなった、そういう状況でありまして、
いわば横ばいというにすぎない状況でございます。

〔委員長退席 唐沢委員長代理着席〕

○浦井委員 だから、横ばいということであれば、
やはり新しい五十年計画をつくって心機一転して
やるべきであつたというふうに思うわけですが、
これはなぜ五十年計画が認められなかったか、こ
れも大臣に簡潔にお答え願いたいと思う。環境
福祉を優先する三木内閣であれば、こういうもの
こそ優先的にやるべきではないか。

○飯谷国務大臣 お説のとおりであります。大体
五十年から出発すべきでありましたけれども、
五十一年度でひとつ長期計画を全部スタートをそ
ろえようという基本的なものがございまして、その
意味で実は五十一年度に延ばした
わけでありまして、そのかわり五十年は五十一
年度から新しい計画を出発する前提として特別に
ひとつ配慮をしようということで、特別起債とい
ったようなものが設けられたというふうな状態であ
りまして、一年間おくれたことは事実でありま
す。しかし、五十一年度はさらにそれを取り返す
ために私どもは積極的な計画を進めていきたい、

かように存じております。

○浦井委員 それで第四次五十年、そういうこと
であれば、来年から発足することになるわけだ
が、これの基本的な考え方と、それから先ほど私
言いました整備水準、それに伴う投資規模とい
うものは一体どれくらいを考へておられるの
か。総人口普及率で一体どれくらい——たとえば
経済社会基本計画では五十二年度末で四二％程度
というような数字を挙げておられたわけですが、
こういうような考え方でいくならば、基本的な考
え方とそれから整備水準と投資規模はどれくらい
考へておられるか、それをちょっとお聞かせ願
いたい。

○吉田(泰) 政府委員 五十一年度からの新五カ
年計画はぜひとも作成し、適正な規模で実現した
いとかたく決意を固めている次第でございますが、
いま御指摘の整備水準とか投資規模、総人口普及
率の目標等につきましては、基礎的な数字ではあ
りますけれども、それを積み上げるいろいろな作
業が要りますし、なかなか国全体の経済計画等
等中に位置づけていかないと実際には閣議決定ま
で行けないわけでありまして、そういう意味で
私も下水道の必要性を十分強調しつつ、従来の
シェアにこだわることなく、新しいあるべき地位
を占められるよう、各界にも十分説明を通して
くつもりでありまして、全体の推移をにらま
ないと何とも数字的には申し上げかねる段階でござ
います。

○浦井委員 数字的には申し上げかねるというこ
となんです、やはり申し上げて、批判も仰ぎな
がら計画をより現実的なものにしていこうとい
うことをやられた方がよろしいと思うわけなんです。

そこで、そういうふうに第四次五十年が発足を
するということになりますと、一体いまここで言
われておる下水道事業団というふうなものはど
ういう役割を果たすのか、たとえばいずれ下水道
公団に発展するかどうか、その辺の見通しにつ
いてはどうですか。

○吉田(泰) 政府委員 この事業団は、この法律

を通していただきますと、早速にもセンターを機
構改組しまして事業団として発足し、今年度から
所定の事業量をこなすこととなります。ただ委託
方式でありますから、その基礎には地方公共団体
の予算があり、それに国が補助金を出すというこ
とで、事業団では一部施越しの明年度事業ぐら
いを立てかえて施行するということとどまることは
従来どおりでございます。そういうことでありま
すから、事業団そのものの事業量というのは、大
部分、先ほど申しました借入金をもって行い、明
年度の施越し分以外は、公共団体の事業量とダブ
るわけでございます、別枠に計上される性格のも
のではないと思ひます。

なお、公団にでもいたしまして、財投が直接入
るようになり、その財投の償還がかなり長期にわ
たって毎年少しずつ償還すれば足りるようになれ
ば、相当額が地方公共団体への配額と別枠の上
積みになります、総需要規模をふやすことに大
いに役立つと思ひますが、これにつきましまして、
ことしの予算の経緯にかんがみ、なかなか厚い壁
もあります。まあ事業団にして実質かなりの充足
ができたわけでございまして、特別の地方債並
びに国庫補助金の分割交付制度及びこの事業団へ
の拡充改組という、この二つの柱をもつてなお当
面やってまして、これではどうにも追いつかぬ
というところであれば、やはり当初の要求に戻って
私どもも公団要求をせざるを得ない、つまり財投
を直接投入することを要求せざるを得ないと思ひ
ますが、これは今後の予算のぐあいにもよるわけ
でございますから、いまこの段階で必ずそういう
方向に向かうということも申し上げかねるわけだ
ございます。

○浦井委員 自治体への補助の問題に移りたいと
思うのですが、要するに私申し上げたいのは、一
般都市と七大都市との間に補助対象率の格差があ
るということなんです。公共下水道の補助対象率
が、一般都市が七四％、七大都市がいまだに四一
・六％である。いろいろな考え方はあるかと思
うのですけれども、下水道に関して言うならば、や

はり大都市といえども財政的にその余裕はない。それから、大都市のあるようなところの水域は非常に汚染の度合いが強い。また下水道事業をやっていく上でも、事業自身が非常に金より高くつくというように、この七大都市はこういう格差を早く是正してほしいということで毎年繰返して運動を続けておるわけなんですけれども、新五カ年計画では、この大都市に対する補助対象率を拡大するという問題についてどのように扱われるわけですか。

○吉田(泰)政府委員 四十九年度予算から補助率そのものは大幅に拡大されて、他の道路、河川並みの基幹的な公共施設の国の取り組み方と並ぶに至ったわけですが、補助対象の範囲につきましても、御指摘のようにまだ問題が残っておりまして、これは過去の五カ年計画の中で、その中に取り入れる総事業を想定しまして補助対象割合を定めてきたのが実情でございます。したがって、今度の新五カ年計画の要求に当たりましたも、当然新五カ年計画における補助対象率のあり方というもので建設省の考え方を予算要求に反映したいと思っております。御指摘のように、大都市が、過去のいろいろな歴史的経緯、過去に補助率が大都市が低かったこと、あるいは普及率が進んでいたこと、財政能力が少なくとも従来一般都市に比べてあったというように、来るべき五カ年のあり方としてどの程度にセツトすべきか、少なくとも建設省の要求の態度としてどうあるべきかというのを十分検討したいと思っております。

○浦井委員 そうしたらもう一つ具体的に聞きますけれども、現行が、先ほど言いましたように、一般都市が七四、七大都市が四一・六、五十年概算要求のときに建設省の出された数字は、第四次では一般都市は七六・四%に上げる、七大都市は五三・二%、平均して六九%という数字を挙げておられるわけなんです、少なくともこの数字は来年度要求として下回らない、こういうことは言えるわけですか。

○吉田(泰)政府委員 去年そのような要求を少なくとも建設省としてはしたということは事実でありまして、そういう事実が一年前にあったということと踏まえながら、しかしまあ新しい予算要求でございますから、これから詰める段階で私どももあるべき姿を内部的に研究して、省内にも訴えていきたいということでありまして、やはりまだこの段階で、そういう事実を踏まえるということとだけ申し上げられないかと思っております。

○浦井委員 下回らないということをやはりここで明言しなければいかぬですね、積極的に。これは押し問答になりますからやめます。

その次に、下水道施設の除害施設それから監視体制の問題に入りたいと思っております。まず最初に、現状はどうかということとをさっと聞きたいと思うので、一つは条例で定めることになっておる除害施設の設置の問題、この条例制定の現状はどうかということ。それから、その条例に基づいて実際に除害施設を設置しておる事業所は全国的にどれくらいあるのか。それから除害施設の必要と思われる工場、事業所は一体どれくらいあるのか。

それから監視体制の問題では、下水道法の十一條の二に基づくと、これは前の公害国会のときに問題になりました使用開始の届け出の状況の現状はどうか。それからそれに関連して、十二條の二の「水質の測定義務等」というところで、水質の測定義務、報告の徴収の状況はどうかということ。それから引き続き十三條に基づくと、その立入検査をしている都市は一体幾らぐらいあるのか。

たくさん項目を並べましたけれども、ひとつ具体的に答えを願いたい。

○吉田(泰)政府委員 四十八年度末に処理開始済みの市町村数が二百ありますが、そのうち除害施設の設置条例を制定している都市が百八十でございます。また、公共下水道の処理区域内に所在する事業所のうちで除害施設の設置が必要であると考えられる事業所数、これは十分な調査ではあ

りませんが、一応調べましたところでは約一万三千八百カ所だという集計結果になっております。その他につきましては下水道部長からお答えいたします。

○浦井委員 もう一遍初めから言うてください。

○久保説明員 条例の制定状況でございますが、条例の制定済みのものが百五十一でございます。それから条例未制定が四十九でございます。それから除害施設の設置の勧告等でございますが、十二條関係でございますが、これが百五十五が勧告でございます。

それからその次の十二條の二の関係でございますが、水質測定義務の指導の状況でございますが、これが六十六件でございます。並びに第十三條の排水設備の検査等の問題でございますが、この指導が百二十五件でございます。これも失礼いたしました。訂正いたしますが、除害施設条例の制定済みが百八十都市でございます。

以上であります。

○浦井委員 そういう現状で、下水道の当局としてはこの下水道法の改正の意図が貫かれた、満足すべき状態であると思っておられるかどうか、ひとつお答え願いたい。

○吉田(泰)政府委員 これは十分満足しているとはどうも言えませんが、非常に急速に処理区域が拡大しておりますから、この間際的に、新しい処理区域に編入されたことに伴う処理に間に合わなかったということでございます。しかし、本来はその前から、処理区域以前から水質汚濁防止法は適用があるわけですから、できなきやならぬはずのものではないかという気もしますけれども、まあこれにつきましては、なお現行法による指導監督をさらに強化し、なかなかそういう監視技術の開発、監視体制、人員の確保という実態面が最も重要でございますから、これの実行に一番の力を入れてまいりたいと考えておるところでございます。

○浦井委員 満足すべき状態であるとはどうも言えない、今後努力をしたいということなんです、が、一体的にどういうふうな努力をされるのかお聞きしたいと思うのです、その監視体制の強化にいたしませんか。

それから、一緒に聞いておきますけれども、たとえば一部の論者の中に、下水道法というのは法である、水質汚濁防止法の方が規制が厳しいので、公共下水道が完備すれば、かえって水質汚濁防止法が、全くの抜け穴になってしまつて、役に立たなくなつてしまつて。これはそういう人たちの意見の一端でありますけれども、そういう意見もあるわけなんです。そこで、当面この水質汚濁防止法並みにこの下水道法というものをと充実したものに変えていく必要が規制という面では直轄規定というよりなものが設けられているけれども、下水道法では非常に緩やかであるというような問題があるわけなんです。その問題についてどうですか。

○吉田(泰)政府委員 除害施設の設置に対する指導としては、従来いろいろなやつておりましたが、昨年二月通達を出しまして、除害施設の設置に関する全般的な指導、特にいろいろそのための工場側に対する融資機関にいろいろものがあつて、こういう条件で借りられるというところまで含めました詳細な通達を出して、実施してきております。そういうことで、除害施設の設置割合はまだ低いのでございますが、近年著しく、新しく除害施設を設置している工場の実数はふえてきているという状況でございます。今後ともこれを一層進めたい、こういうことでございます。なお、下水道法が定める法であつて、水質汚濁防止法の適用を受けていた方がまだしも規制の目が行き届いておつたのに、下水道の処理区域になつたために、公共水域にいきなり流さないうで下水道に流すことになり、下水道に流す場合の規制が弱い、だからさる法だという意見の方もおられますが、これは全般として見れば、水質規制の程度、

内容、すべて現行の下水道法でも水質汚濁防止法の内容とほとんど変わりません。確かに御指摘のように、直罰の規定がないとか、事前のチェックのために届け出後一定期間使用開始できないというような点に不備がありますけれども、その他につきましては、水質汚濁防止法と同等または物によりましてはより厳しくなっている面が幾つかあります。いまの直罰の關係あるいは事前チェックの問題につきましては、現行法でも履行すればかなりカバーできるわけでございますが、それにしても、法的に不足していると言え不足しているわけでありますので、今後十分検討いたしまして、できればそういう方向への改善ということを考えたいと思っております。

○浦井委員 直罰はぜひ水質汚濁防止法並みにやらなければならぬということを強調しておきたいと思うのですが、いま都市局長の言われた事前チェックの問題では、使用開始の届け出があれば事前チェックをして、しかる後、改善命令ということになるのですか。それが一つ。

それとも一つは、今度は条例で定める十二条の除害施設の問題でも、やはり設置をしてその届け出があれば事前チェックをしてやるということも考えておくべきではなからうかというふうに思うわけです。

それから、聞くところによりますと、防除施設の中の健康有害物質ですか、こういうものについては条例に任せるだけでなしに、法で直接規制するということのような考えもあるやに伺いをしておるわけなんですけれども、この辺についてひとつお答え願いたいと思います。

○吉田(泰)政府委員 まず事前チェックの問題は、現行法でも届け出制はあるわけでございまして、やや不足していると思われましたのは、届け出制はありますけれども、水質汚濁防止法のように届け出から六十日間排出できない、その間に事前に必要を變更命令等が出せるといふ、そういう仕組みがないということでありまして、届け出がありますから運用では十分できるはずでござい

ますが、法律を並べてみれば差がある、こういう意味でございします。除害施設の設置をまず届け出させて、それから排出させるということも、いま申し上げましたような一環に入るものと思ひます。要するに、そういう規定があれば事前チェックに確かにさらに有効であろう、こういうことは私も考えております。

なお、有害物質の排出規制を水質汚濁防止法は法律で直接定めているが下水道法は条例にゆだねているということでありまして、これもそのとおりでございします。いろいろ経緯もございましたが、いまの段階では事実条例で全く水質汚濁防止法と並べているのが実情でありますから、そういう現状から見れば、今後の機会にこれを条例にゆだねないで法律で直接定めるといふことも十分考えられることではないか、その方が実質は同じであつても法律的にははつきりするかもしれないと思つております。

○浦井委員 そうすると、下水道法のそういう面での改正というようになことを検討されておるといふふうに理解していいわけですか。大臣どうですか。

○吉田(泰)政府委員 現在都市局内部で検討を始めております。

○浦井委員 四十五年の公害国会で、下水道法の一部改正のときに論議になり、それから附帯決議にも明記されておりますように、特に使用開始の届け出については許可制にするというように考え方、あの附帯決議が必ずしも現状は生かされておらないというふうに思わざるを得ないので、この方向で努力すべきだということを私は主張しておきたいと思ひます。

それから、最後にそれに関連して重金属の問題です。重金属は下水道になじまないということと、除害施設で取つてしまふということなんですけれども、これは一体どの程度までそういうようなことがやられておるものなのか、その辺のことについて聞きたいと思ひます。

○吉田(泰)政府委員 重金属は、下水道の処理

場ではまず除去する技術がないというか、そういうものをと除去するようにはできておりませんから、これを下水道の処理場に入れられては困るわけでありまして、それで現行法でも、除害施設をつくりなさい、つくらなければならぬという監督命令もできるし、使用停止までできる、こういうことになつてゐるわけでありまして、これにつきましては、一般の下水道処理区域以外でも同じような規定が水質汚濁防止法にあつて、そういう有害物質は公共水域に流してはならぬということになり、直罰まであるわけでございしますが、いづれにしてもこの監視体制、監視技術と、一方ではやはり工場側のモラルということも非常に重要なわけであります。私もこれを履行するために即時検出できるように検出技術の開発と監視体制の充実、それから工場側に対する訴えというものをそろえて実行したいと思ひます。現状において、私も法律上予定しているとおりに履行されているのが当然だと思ひますが、間々例外的にこの違反の事実がときどき見つかるという実情で、大部分では履行されているはずと考えております。

○浦井委員 それは重金属についてはそれを流し込む原因者であるところの特定施設、工場、事業所などが完全に処理すべきだというふうに思うわけなんです。そのためには、いま下水道法の政令によつて定められておる基準、それから総理府の総理府令ですか、こういうようなものをもっと厳しくすべきではないかというふうに思うわけですが、その点についてはどうですか。これは一緒なんです。

○久保説明員 重金属の排出基準の総理府令でございしますが、これは水質汚濁防止法によつて公共水域に出すときの基準を決めておるわけでございします。下水道法によりまして、工場から下水道に出す場合には、その総理府令の基準と全く同じ、つまり水質汚濁防止法が公共用水域に出す基準で定められておるので、かなり厳しい基準が適用されてゐるというふうに考えております。

○浦井委員 いや、かなり厳しい基準が定められ

ておると言われるが、やはり現実には直接公共用水域に流れた場合もいろいろ害が生じておりますし、現実には公共下水道に入れた場合にはいつが堆積し濃縮しということになるのですか、そして汚泥が、非常にそれによつて汚される、その処理に困つておるといふのが現実であるわけでしょう。だから、そういう点からいけばやはりもっと厳しくする、あるいはその監視体制を厳しく、絶無にしていくという方向で努力を、当然下水道担当者としてもそういう点での努力をすべきではないのかということをお願いいたします。

○久保説明員 基本的には、水質汚濁防止法によつて公共用水域に出す場合に健康の障害が起らないという厳しい基準を総理府令で決めておられますので、下水道法もその基準に従うことによつて環境に対する健康上の影響はないというふうに考えざるを得ないと思ひます。

なお、先生御指摘の汚泥の中の蓄積問題というものがございしますが、全体の健康項目に対する規制が工場基準とおりに行われるとすれば、これは蓄積問題も非常に大きな問題にはならないのではないかとこのように考えておるところでございします。なお、汚泥の処理に對しましては、汚泥の処理基準に従つて環境に對する影響をなくするようなことを考えておるところでございします。

○浦井委員 終わりますけれども、水質汚濁防止法、私の担当ではないのだから恐らくそれで十分でしようというふうな態度ではやはりぐあいが悪い。やはり下水道担当者としてもっとこいつを厳しくするよう意識的な努力が必要ではないか。あわせてすでに答へがあつたわけなんです、重金属の処理について、科学技術庁なんかも含めて技術開発、こういうようなものに努力をすべきであるということをおしは強調しておいて、非常に時間が迫つて詰めてしまつたわけで、これで終りたいと思ひます。

○天野委員長 新井彬之君。

○新井委員 私は下水道事業センター法の一部を改正する法律案につきまして質問いたします。

初めに、第三次の下水道整備五カ年計画につきましてはいろいろ議論がございましたが、最終的には二〇・五％と非常に進捗率は悪かったわけですが、予算としては一〇〇％を突破するような状況であったわけではございません。しかしながら、この下水道問題というのは、これからの豊かな環境問題を考えますときに絶対になくてはならない事業である、これを完成していかなくてはならない。こういうことで、大臣といたしましては、昭和六十一年においては市街化区域においては一〇〇％普及するというようなことで言われておるわけですが、今後この十年の間でそういうように努力をしていただくことはもう絶対必要でございますけれども、次の第四次の五カ年計画がどのように策定されるかによつては、このことが達成されるかどうかと思ひます。したがしまして、第四次のこの計画に当たりましては「下水道整備の今後のあり方についての答申」ということで、昭和四十八年の七月十九日に都市計画中央審議会から答申が出ておりますけれども、そういうことをいろいろ踏まえてと思ひますけれども、昭和六十一年の目標を達成するためにこの第四次についての基本的な考え方をまず大臣からお伺ひしておきたいと思ひます。

○飯谷国務大臣 五十一年度から新経済発展計画あるいは第三次全国総合開発計画、そういうこともを出発させようということになっております。これは新しい経済の実態に応じてひとつ新構想を考へようというわけでありまして、その一番基本的な問題は、従来の高度経済成長から安定成長へ切りかえる場合の重点として、やはり生活環境整備に重点を置くことというのが趣旨なんでありまして、そういう意味で出発をいたしていかうと思ひます。と、私もこの下水道第四次計画も当然その趣旨に沿つていくべきものであるし、また、その趣旨の中で全体計画の中で調整をしていかなければならぬと思ひます。一番大きなウエートを占めるものじゃないか、また占めなくちゃならぬ、そういうふうな考へておるわけでありまして、何といつても水質の環境基準も一応できております、これはたゞいまの議論にもいろいろありましたように、そう考へますと、下水道の緊急整備というのが国家的な大きな課題になつておるということを考へますと、第四次の計画は、そういう課題を遂行していくために私も積極的に進めなければならぬと思つております。

具体的数字等につきましては、まだやはりさきに申しました三全総やら新しい計画と調整をしていかなければならぬと思ひます。余り具体的に申し上げる段階ではございせんけれども、少なくとも建設省としては、六十年度までは大都市を中心とした地域においては相当程度のもので完成するような方向で努力をいたしてまいりたい、かように思つております。

○新井委員 その中で、下水道の現代的意義というところの中で、「水は国民全体の貴重な有限の資源であることを認識して、公共用水域の水質保全と水資源の高度利用を図るため、公共用水域の水の循環利用による合理的な水使用を行ない、水利利用者相互間に公平・妥当な水使用に係る負担を課す等の総合的な水管理システムの確立が急がれる」ということがございまして、この問題についてはどのように考へておられますか。

○吉田(泰) 政府委員 私ども、下水道の水循環過程における位置づけとしては、やはり公共用水域から入り、使用されて汚濁したものをきれいにして処理する、それはまた原則として公共用水域に戻し、公平に広く活用されるべきものと、こう思ひます。立地的その他から、特に高度処理した下水処理水は、直接再利用するということもあり得ないわけじゃありませんが、一般的に言へば、やはり水循環の全体のサイクルの中で公共用水域から公共用水域に流す。その間に浄化という機能を含めた位置づけを持つ、こう考へます。

○新井委員 この問題もいろいろ議論をされておりますが、とにかく一つは、水資源が非常に足らなくなるのではないか、やはり流量が多い中に、そういう二〇ppm以下の水を排水すれば、希釈

されて非常にきれいな処理ができるということがあるわけではございまして、そういう意味において、その水が一つあります。それからもう一つは、やはりその水を、ある程度処理した水を工場なら工場で使用するというような問題があります。それからもう一つは、やはりその処理された水をそのまま今度は飲料水として使用する、こういうことにならうかと思ひますが、そういうことについて、現在研究は進められておると思ひますけれども、ほとんど実現をされていません。下水道もまだ非常に少ないわけではございせんから、その処理された水というのは、現在においては、大体海に近いところではございまして、川というよりも海にそのまま流されてしまふようなことがあるのではないかと、こういうぐあいに思つてござい

ます。ちやうど群馬県の高崎、前橋で下水を浄化して出した場合においては、利根川においても一度使えるというようなこともあるわけではございまして、そういう面について、今後この第四次の下水道計画の中で具体化していかなきやならぬと思ひますが、そういうことについては、やはり具体化されるようなことはちやんとつていますか。

○吉田(泰) 政府委員 下水処理水は、先ほど申したように、一般的に言へば再び公共用水域に流し、そこから下の、下流の地点における各種の利用に公平に供されるということがあるべき要だと思ひますが、しかし、直接海に流してしまふような臨海部とかそういうところであれば、海に流す前にもう一度使うということとは優に考へられてしかるべきでありまして、日本でも直接の再利用、これは雑用水等が主であります、こういうこともこの再利用というものが現に行われております。またその個所も少ないし量も微々たるものでございまして、今後は相当のウエートをいやうなしに持たざるを得ないのじゃないか、こう思ひます。

「委員長退席、梶山委員長代理着席」
下水道の立場から見れば、下水で処理したものは下水道管理者のものだという認識じゃなくて、あ

くまで公水に還元されるべきものという意味で、これが広く最も合理的に利用されるような全体計画の中にはめ込まれれば、それに応じてそういうところへ処理水を流していくというような系統を考へたい。いずれにしても、ちよつと五カ年計画の中に再利用のことまで位置づけるというつもりはないわけではございまして。

○新井委員 「水資源の利用に関する行政監察結果に基づく勧告」ということで行政管理局から勧告が出ております。水資源という問題から考へても、あるいはまたこの下水道の一つの機能といたしまして、あるいはまたこの下水道の一つの機能をやっていかなければならぬということが提言されておるわけではございまして、したがしまして、こういうことについてもよく研究をされてやっていただきたいと思ひます。

それからその次に、「下水道整備の長期目標」というのがございまして、その中で「水質汚濁の著しい地域及び先行的に水質の保全を図るべき閉鎖水域等においては、地域の実情に応じた三次処理を実施する。」というところでございまして、私の考へでは、現在二次処理が行われておりますが、その二次処理ではやはりいまの生活の向上といひますか、あるいはまた、工場等のいろいろな汚濁の状況を見ますと、本當の浄化にはならないのではないかと、こういうぐあいに思つてござい

ます。たとへて言いますと、まあ一つの例をとりますと、洗剤が非常に問題にされておまして、久保部長も第二次処理では四〇％は除去できるのだ、しかし、あとは燐とか窒素等についてもなかなか取りにくいというようなことがあるようではございまして。したがしまして、それを通産省の方にいろいろ申し上げて、いままでは二〇％しか入っていないものを二〇％に減らした、こういうことで、片っ方は使用の規制をしているのですけれども、一体何％まで今度は洗剤に燐が含まれた場合は完全に除去できるのか、こういうようなこととから見まして、やはりどうしてもほとんどの地

方

域には第三次処理というものが必要だと私は思いますが、その点についてはいかがお考えですか。

○久保説明員 第三次処理が全国、全域に必要ではないか、こういう御意見でございますが、第三次処理のうち、たとえばBODとか浮遊物質を現在の二次処理よりもさらに下げるといふ種類の三次処理と、それからもう一つは先生御指摘の窒素、磷を除去してしまふという二つに分けられるであろうと思います。下水処理の程度を決めますのは、公共用水域に定められた環境基準を達成するというのを一応目標にいたしておりますから、BODなり浮遊物質が現在の二次処理では不十分であつて、さらにその処理の程度を上げなければならぬと思はれる地域は、特に大都市周辺の河川等に多いわけでございます。したがって、そういう地域におきましては、ただいま申し上げましたBODあるいはSS、浮遊物質を現在の二次処理よりも高度の三次処理を実施する必要があるかと考えております。

さらにまた、湖あるいは閉鎖性水域、たとえば瀬戸内海のようなところがこれに該当すると思はれますが、こういう地域ではBOD及び浮遊物質だけでは不十分でございますので、窒素及び磷をも除去する三次処理が必要になっていふかと考えております。琵琶湖であるとかあるいは霞ヶ浦あるいはその他の内陸部の湖沼並びに閉鎖性水域でございます。しかし、この場合にも、先ほど申し上げましたように、環境基準で窒素あるいは磷がどのくらいレベルであるかというのを決めるのが先決でございますので、その作業が現在環境庁で進行をいたしておりますので、その基準が決まり次第下水道としては実施できるような考えでまいりたいというところが実情でございます。

○新井委員 それじや環境庁にお伺いしたいのですが、環境白書によりましていろいろな調査データが出ておりますが、よくなつたところもあるし、大してよくならないところもあります。そういうことで今後はこの下水道が整備されていけばだんだんよくなつていくと思はれますが、たと

えて言いますと、この前の瀬戸内海のあの家島の方でハマチが多量に死んでゐるわけでございます。これは赤潮という問題でございますけれども、この赤潮というのは御存知のようにやはり異常なまでのプランクトンの発生である。それは磷とかそういうのが富栄養化のもとになっているというところでございますが、そういういまだかつてない、二月も前からそういうものが多量に発生するといふ原因がどういふものか。それについてはこの前の公害委員会でも大分論議されておりますが、どのようにお考えになつておりますか。

○小川説明員 先生御指摘のとおり、瀬戸内海におきましては赤潮が多発傾向にあるわけでございます。たとえば四十二年瀬戸内海全域で八件であつたものが、四十九年には二百九十八件にも及んでいるわけでございます。

それでこの一般的原因といたしましては、先ほど建設省の方からもお話がありましたとおり、基礎的な要因といたしましては、窒素、磷の濃度が高まる。これが基礎的な要因であつて、それに加へますに雨が降ることによりまして塩分濃度の低下、あるいは風によりまして海底の擾乱作用、さらにはビタミンB12とか、ある種の金属類とか、こういったものが引き金になつて発生するのではないかというようにいふ一般的な定説になつておるわけでございます。

そこで、ことし発生しました家島の赤潮につきましては、従来よりも例年に比へまして発生時期が非常に早いということが一つ問題になつてゐるわけでございます。それでその原因といたしましては、昨年十二月に起こりました水島の油が多少影響しているのじやないか、こういう御指摘もあるわけでございますが、その主張のもとになりまして研究の成果等を細かく当たつてみますと、確かに水島の油が要因の一つになる可能性はあるといふことは否定できないと思はれます。しかし、ことし当初からの瀬戸内海の生物相の変遷を見ても、最初は珪藻類がかなり多く発生し、その次夜光虫が出てくる、その次家島の赤潮の原因

になりました鞭毛藻が発生している、こういうような経緯をたどつてゐるわけでございます。その発生メカニズムの細部につきましてはなお検討する必要があるか、こう考えておる次第でございます。

○新井委員 いろいろなことがございましてまだはつきりしておりませんが、私は、やはりいろいろな家庭排水、工場排水、そういうようなものによつて多量に瀬戸内海に流れ込んでゐる水そのものが汚濁をされてゐるためにそういう問題が起つてきてゐるのではないかと、こういうぐあいに思つてゐるわけでございます。したがって、さつきも話がありましたようにいろいろの要素がございまして、一番基礎として下水道だけ全部やればとまるということではないかもわかりませんが、ほとんどがそのことにかかつてゐる、このように思つてゐるわけでございます。

そこで、一つは瀬戸内海そのものの総量規制ですね、これをやはり考えなければならぬときに来たのではないかと。あるいはまた伊勢湾にしても東京湾にしても汚濁は進んでゐますね。こういうことについても、下水道を完備しながらなおかつやはり総量規制といふものをやらなければ、結果的にはいまのような赤潮のような問題になつてしまふ、こういうぐあいに思はれますけれども、いかがですか。

○清瀬説明員 お答えいたします。

瀬戸内海に代表されますような閉鎖性水域におきましては、確かに先生御指摘のように、現在の水質汚濁防止法は濃度規制で規制されておるわけでございますけれども、濃度規制だけではやはり不十分であるといふうなことは事実であらうといふふうに考えております。したがって、私どもの方では濃度規制にかわります総量規制といふものを現在検討中でございまして、その細部につきましてなお内部で検討を続けておるわけでございます。

なお、御参考のために申し上げますと、瀬戸内海につきましてはすでに瀬戸内海環境保全臨時措置法、これは四十八年の十一月に制定されたわけ

でございますけれども、それによりましてすでに全体の負荷量につきましては四十七年当時の半分に削減するといふことで、いわば総量規制のはしりのようなものをすでに実施しておるわけでございますけれども、現在の濃度規制といふものにかわります総量規制の考え方の導入といふものをさらに検討したいといふことでございます。

○新井委員 そこで瀬戸内海を取り巻いてあります府県、大阪、兵庫、岡山、山口それから四国の方は、大阪府を除きまして非常におくれてゐるのは、大阪府を除きまして非常におくれてゐるわけですね。したがって、閉鎖区域等においてはやはり早急に下水道の完備をしなければならぬ、特にその中でも第三次処理まで含めた終末処理場をつくらなければならぬ、こういうぐあいに思はれますが、その点についてはこの四次計画の中でどのように考えておられますか。

○吉田(泰) 政府委員 瀬戸内海の沿岸一府十県、平均すれば大阪のように高いところも含まれますので、人口普及率が二五・四％、したがって全国平均の二〇・五％より高いわけですが、そういう高い県を除けば全国平均並みのところも多い、あるいはそれ以下のところもある、こういう状況でございます。特に閉鎖水域でございますし、しかも非常に大きなものですから、これを全体として浄化していくといふことはなかなか容易ではありませんが、瀬戸内海の保全の臨時措置法などもありまして、産業排水による汚濁負荷量を二分の一に減らすといふような目標も設定されてゐるわけですから、当然下水道としても十分を協力をしていかなければならぬ、こういうことであらうと思はれます。なおかつそういう閉鎖性水域であることによる三次処理の必要性も他の地域以上にあるわけでありまして、そういう点を勘案しながら新五カ年計画においても瀬戸内海を位置づけてまいりたいと思はれます。

○新井委員 そういう地域におきまして、いろいろと陳情が出てゐると思はれます。一つの例を挙げ

ますと赤穂市の例でございますが、赤穂市の「公共下水道事業は、既に昨年度処理場用地を取得済であり、処理施設の建設を待つばかりであります。本年度の国庫補助金交付額は九百万円であり、本年度の現状では本市最小限の目標（昭和五十五年供用開始、普及率一〇〇％）の達成すら憂慮されます。また、汚水の流入、赤潮の発生等による被害は近年著しいものがあり、市民は、公共下水道の完成を待望しているところでありますにつき、公共下水道事業費について格別のご高配をお願いいたします。」こういったものがあるわけですが、こういったのはもうどの市町村におきましても、特に瀬戸内海におきましては、何とか瀬戸内海を守ろうというふうな多くの方々、住民の考えによって、市としてもそれに協力しなければならぬ。非常に地方財政というのは硬直化しておるわけでございますけれども、その中でも下水道をやるうとして市は市で鋭意努力をされているわけですね。国の方としては、こういった市の目標、そういったことに対していろいろ意見を聞いて、今後の第四次の計画を立てていただきたいと思います。そういう市町村の御意見を聞くというふうなことにについてはどのようにやられますか。

○吉田（泰）政府委員 毎年度の予算要求を出す場合、予算要求を取りまとめる場合及び配分する場合等各段階におきまして、広く各公共団体からの要望を十分聞き、進捗の見直し、必要の度合い、そういったものも参考にさせていただいている次第でございます。そういった定期的なものほかに、随時いろいろ機会を通じて詳しく御事情を伺わせていただいている段階であります。赤穂市もその一つでございますが、他にそういった都市が非常に多く、いわば新規に計画した、計画した以上は速やかに完成したい、もつとも御意見であります。そういう箇所が非常に多いために、なかなか全般的に御満足いただけるような予算配分ができない状況であります。

（梶山委員長代理退席、委員長着席）

今後ともやはり下水道総枠の増加、いろいろ今年度から始まりました新しい予算、仕組みの活用、こういったものもフルに使い、また、下水道事業の受託という点も重点を置いて行っていくというふうなことで、総力を挙げてそういった御要望に少しでも近づいていくこともめどが立つような状態に持っていきたい、こう考えます。

○新井委員 この答申の中に「既設下水道の質的向上を図るため、施設能力の向上及び合流式下水道の改善を促進する」ということがありますが、この合流式下水道の改善を促進することについてはどのように考えておられますか。

○久保説明員 基本的には下水道の排除方式は、今後計画されるものについては分流水を採用する方針を明示してあるわけですが、既設都市では合流式で実施をされているところが多々ございまして、それらの地域を中心として、合流式下水道の改善を、どういう方法をとって、一番合流式下水道の持つ弱点をカバーできるかというところで検討をしておるわけでございます。一つの方法といたしましては、これも用地問題が絡んでくるわけですが、雨が降って、降り始めの流出がかなり汚い汚濁物質を含んだものが入ってくるわけでございますので、その降雨初期の雨水をある池にためておきまして、降雨がやんだ時点でそのためられた汚濁した水をも一度処理場の方にポンプで流していく、こういうような方法が一番現実的ではなからうかという趣旨で、具体の都市でそのような方法ができるかどうかということについて検討を開始している段階でございます。

○新井委員 いまお話がありましたように、いままでは合流式であったのですけれども、分流水を今後採用する、その中でやはり問題になっておるものが補助の問題だと思えます。いまは管の大きさによって補助率が決まっておるわけでございますから、とにかく分流水にすれば、それが二本になって非常に細くなる。したがって、そういう補助の問題等もあわせて明確にこの四次でしな

いと、分流水というのが財源の関係でやはりなかなか実行されないのではないか、そういう点についてはいかが検討されていますか。

○久保説明員 下水道の管渠に対する補助の問題かと思うわけですが、現在でも補助対象の範囲が狭いという御指摘があるわけでございますが、これらにつきましては、先ほど都市局長の答弁の中にもあったと思いますが、五カ年計画の改訂時に検討してまいりたいというふうに考えておりますが、合流式の場合と分流水の場合とは補助の採択基準を決めます政令並びに政令に基づく告示において、分流水の場合は、合流式の場合に比べて、その中身を改善してまいりたいという趣旨でございます。

○新井委員 それから「下水道整備における財政措置のあり方」ということで答申がありますけれども、その中の「国庫補助率の引上げ」で「河川、道路等他の基幹的な公共施設に対するものと同程度の水準に引き上げるべきである。」これは現在引き上げられておるということですが、「国庫補助の対象範囲の拡大」という中で、先ほど問題がありましてけれども、「国庫補助率の引き上げ」とあわせて、七大都市、一般都市の別なく、補助対象範囲について改善を図る必要がある。こういうふうに言われておりますが、これについてどのように考えますか、このことか、これが一点。それから「終末処理場と周辺環境との調和を図るための施設の美化・緑化等に要する経費」、それから「下水汚泥の処分用地の取得等下水汚泥の適正な処分のために必要な経費」、この三項目はどのように考えていますか。

○吉田（泰）政府委員 補助率の問題につきましては、補助対象割合の改善の問題は私も真剣に取り組みたいというつもりでおります。どういふふうにするかは、なお内部で検討中でございます。特に終末処理場の環境整備費、これはきわめてその必要性が高いものでございますから、これに

つきましても何とか実現したいというのが私どもの気持ちでございます。

下水汚泥の処分用地の取得等につきましては、現在のいわゆる処理場の中で考えられるものは当然入るのですけれども、処理場から遠く離れた場所の処分用地ということになりますと、検討すべき事項ではありますけれども、私どももこの答申のとおりにかかいていくべき論拠があるかどうか、なお検討させていただきたいと思っております。

○新井委員 汚泥の問題ですけれども、現在二〇〇程度の普及率でございますから、それでも大分いろいろな問題があるようにございまして、これは農地に還元したりあるいはまた焼却をしたり、いろいろその処理方法等についても技術的な面で開発が必要だろうと思っております。しかしながら、その出る汚泥の量というものが二次処理と三次処理とは大分違いますけれども、非常に多量になってくるのではないかと、したがって、その多量なものについて処分するための用地を取得するとかそういうことができれば、いままでは下水道ができて終末処理場ができてきたけれども、汚泥処理をはっきりできなかった動かないというときが必ず来るのではないか。こういうようなことになっておると思っておりますが、その処理についてはどのようにお考えになっておりますか。

○久保説明員 汚泥処理の問題でございますが、先生御指摘のように、下水処理全般の中で占める汚泥処理のウェイトといえますが、重さは非常に高くなつてきておりますし、将来ますますこの汚泥処理の下水道事業全体の中における位置というものが高くなるであろうということを私は予想しておるわけでございます。御指摘のように、二次処理よりも三次処理、高度の処理をすればするほど、汚い下水を液状の部分とそれから汚泥、ヘドロの部分と分離するわけでございますから、汚泥の部分が增大してくるわけでございます。しかし、汚泥そのものは九十数、多い場合には九九が水でございます、非常に容積が多いわけござ

います。したがって、汚泥処理のやはり一番の当面の目標というのは、いかにしてその処分すべき容積というものを減らすかということに第一の問題点がございます。それにつきましては、現在もいろいろ機械的な脱水方法等を検討しておるわけでございまして、また一部美用化されておるわけでございまして、そのような脱水の技術のさらに改善ということを考えてまいりたいというのが第一の点でございます。

それから第二の問題は、その容積をさらに減らす方法として焼却という問題がございしますが、焼却というのは金もかかるだけでなく、焼却をするることによつて、大気汚染を防ぐというほかの経費もかかりますので、この方法につきましては、どこにでもどこにでも焼却をして容積を減らすという方法をとらずに、そういう方法をとらないとそのほかの方法がないという特に大都市地域、過密地域では採用されるようになろうかと思ひますが、それ以外のところにつきましては、脱水された汚泥を極力農地あるいは農業サイドに還元をいたしまして、農業で汚泥を使つてもらう。使つてもらうというよりも、汚泥そのものの中には、若干ではございますけれども肥料成分がございまして、さらに最近いろいろ問題になつております有機質を多量に含んでおりますので、土壌の改良をするにはきわめて有望な資源でございします。したがひまして、私どももこの数年来農林省の方ともタイアップいたしまして、汚泥の土壌における利用ということの実験、試験を続けてきておりますが、今年度からさらにそれらの試験を強化をいたしまして、できるだけ農地に汚泥を還元してきたいというふうに考えているところでございます。

なお、それ以外の方法は、いま問題になつております埋め立て処分がございしますが、これも汚泥の処分地の問題等もございしますが、御指摘のように、汚泥処分が進まなければ下水道事業全体あるいは処理事業全体が進まないということもございしますので、汚泥の処分地の確保等につきましては今後十分検討してまいりたいというふうに思つて

おるところでございます。

○新井委員 時間が余りありませんのであれですが、けれども、さっきも出しましたけれども、下水処理について、工場排水が、水質汚濁防止法につきましては非常に厳しい条件になっているわけですね。しかし下水道法になるとそれが非常に緩やかになっている。たとえて言いますと、水質汚濁防止法では二十ppm以下のBODの水を流さなければいけないわけですが、下水道法では六百ppmになっている。それからまた、水質汚濁防止法では体刑を含む刑が定められておるわけですが、片方の下水道法ではそういうことになっていない。というようなことがあるわけでして、結局さっきも話があったように、これは工場としても除害施設を設けてきちっとやっているところもたくさんあると思いますけれども、もしも下水管に直結をしてこれを悪質に流した場合においてはチェックするといつても、どのようにチェックしていくかというこれに対してはなかなか大変な問題だろうと思います。したがって、やはり法律的には厳しい規定というものを当然設けるべきではないか。水質汚濁防止法と同じように下水道法もしなければならぬのではないか。こういうことで、汚染原因者負担ということでそういう意味のことが答申をされておるわけでございます。したがって、この件については先ほども議論がありましたから、そういう方向でチェックもされ、そしてまた水がきれいになるようにきちんとできていけば問題ないのですけれども、そういう問題についてもよくできるようにやっていただきたい、このように要望いたしておきます。

それから技術的な問題でございますが、下水道工事をやる上において、地盤の問題とか水の問題とか自然条件が非常に悪いようなところで下水道工事をやる場合があるわけですが、そのときははたとえて言うと、非常に地盤が悪いようなところではくい打つてもたない。したがって、そのときには相当深いところまでやらないといけないというので、ケーソンにしなくてはならない、

こういうことにもなっているようでございます。

席　　こういうことになってきますと、一般のコンサルタントの業者の場合というのは全然やり方がわかりませんので、大手のところへ聞きに行つてどういうぐあいにやるのかというようなことが多々あるようでございますけれども、こういうようなことについてもやはり技術面をきちつと教えていかなければならない、こういうことがあると思ひますが、こういう問題についてはいかがですか

○久保説明員 御指摘の問題は、軟弱地盤におけるいろいろな技術あるいは設計、施工、これに関連する問題かと思いますが、下水の処理場そのものが地域の水を集めて低い方に選定をされる場合が多うございますので、一般的に言いますと、処理場そのものの地盤は悪いところが多いわけでございます。したがって、処理場の設計をする場合には当然その基礎の問題あるいは軟弱地盤の工法の問題等が一番先につかる問題でこ

さいますので、私どもそのような知識経験を持ったコンサルタント、特に土性力学といえますか軟弱地盤工法といえますか、そういうことに十分な知識経験を持ったコンサルタントを選定してやるわけでありますが、特に念を入れてやらなけ

ればいけないような、たとえば埋立地の処理場というところに対しては、場合によつてはその道の専門家にお集まりいただいて、どういうような工法するのが適当かというようなことを検討したりしながら進めているわけでございます。なお、技術者の養成、訓練の研修等も行っておりますが、そのコースの中にこういう土性力学といいますか、軟弱地盤工法というようなものを加味して現在実施をいたしております。

○新井委員 最後に、シールドの種類が非常に何十種類とたくさんあるようでございますが、これが工事に必要になった場合に、自分のところでない、よそへ借りに行く。借りに行ってもないと、これをつくらなければいけないということで、二億が三億余分にその工事費というのはかかって

いるようですね。したがって、そういうようなシールドについても、そんな多量な多数の種類ではなくて、ある程度規格化をしなければ仕事も安くてできないのではないかということがあ
ります、いかがですか。

○久保保明員 シールド工法に関する問題でございますが、過去におきましては先生御指摘のような実態でございまして、現在も若干残っておりますが、幾種類もの寸法のシールドの設計をするために、先生御指摘のような問題も起こっておりますので、シールド工法の採用件数もふえてまいりましたので、土木学会並びに下水道協会で委員会をつくって寸法を実は統一をいたしました。したがいまして、その統一した寸法は何種類かの規格化を図っておりますので、今後は逐次その統一された寸法に基づいてシールドの機械あるいはセグメントをつくつてまいりたいと思っておりますので、御指摘のいろいろなトラブルは解消されていくと期待しておりますのでございます。

○新井委員 まだいろいろとお話したいことがございまして、とにかくこの下水道は、さつき大臣が言われましたように非常に大事な事業でございまして、どうか全力を挙げてやっていただきたいと思ひます。

○内海（英）委員長代理 渡辺武三君。

○渡辺（武）委員 すでに同僚委員からいろいろ質疑がございましたので、私は重複を避けて、二三の疑問点について御質問を申し上げたいと思ひます。したがつてなるべく短く、明快に御答弁をお願いをしたいと思います。

まず第一に大臣にお伺いをいたしますが、本法案を改正提案をしておられますのは、近來水質環境基準の設定に伴つていわば下水道事業が非常に多くなつてまいつた、したがつて、現行の体制ではなかなか対応できないので、下水道事業団というよりも下水道公団を設立をして、そして資金面あるいは執行体制の面、この強化を図らうと、こういうことであらうかと思ひますが、しかし、実際に提案をされておりますこの改正案は、当初も

くろまれました下水道公団ではなくして、いわば下水道事業団という認可法人にとどまつておるわけでございますが、その辺はなぜそうなつてしまつたのかという点についてお聞かせ願ひたい。

○仮谷国務大臣 先ほどの御質問の中にもあつたのですが、私も私のお説のとおり、特殊法人による公団でせひ下水道事業を強力に推進をしたいという考え方を持つておつたわけでありまして。それは現在のセンターでは、やはり市町村からの委託によらなければできないのでありますから、むしろ代行の権限を持つということ、特に財投の資金を投入をして思い切つて仕事を進めていきたいという考え方を持つたわけでありまして、御承知のように新しい公社、公団は認めない、それから本省でも新規の部局の新設は考えないということが基本的に内閣の方針で決まつたわけでありまして、そういう意味から特にこれだけを特別にということには非常に困難な事態ができてまいりましたので、いまの場合公団をあくまで主張することによつて結局それができなかった場合には、これはさらに後退するおそれもありますから、まあ一歩前進ということで、事業団によつてひとつの問題を一応、まあ率直に申しまして政治的に妥協をいたしたわけでありまして。

ただ、新しい事業団はセンターと違ひまして執行体制をさらに強化をしていこうと思つておりまして、そういう意味では十分にわれわれの目的は達成されると思つておりますし、受託によつてやることになりまして、受託の体制も十分に整えていけば所期の目的は達成されるではないかというふうな考えをいたしましたし、財投の投入にいたしまして、直接投入はできないけれども、地方の特別債というのによつてやることになれば、その地方の特別債がいわゆるその原資は財投によるということと間接的には財投も利用できるということでありまして、最高の方法とは思ひませんでしたが、まあ改善の策を選んで、いずれにしても現在の時代に適応するように進めていくということ決定をいたしましたわけでありまして。

理想としては公団を主張したわけでありましたが、ただいま申し上げました事情で事業団として出発することに相なつたと、こういう経緯でございます。

○渡辺(武)委員 行政の簡素化について私も決して反対をするものはありませんが、しかし、現行の数をふやさないとかあるいは新設を認めないとかいうことで規制をするということについては、若干私自身は疑問を持たざるを得ないわけでございます。特に、業務の内容について社会情勢の変化に対応をしていくように行政そのものが変革をされていくべきであつて、それらに対応するということは新設を認めないという基本方針から、その社会情勢の変化に対応することができないとするならば、これは私は大きな誤りを犯してしまふ、こう思うわけでございますから、ひとつとつと強力にやつていただきたいと要望いたしておくわけでございます。

しかしまあ一応事業団となりまして、いわば公団と実質的に余り差異のないような方向で進めていただきたい、また可能な限りそうやっていただきたい、こういう強い要望を持つてわけでございます。なかなかこのような事業は相当資金量も要することでございますし、いま大臣もおっしゃいましたように、なかなか地方公共団体の委託に基づいてやるということ自身いろいろな問題点がある、そうなりますと、どうしてもやはりこの事業団そのものが実質的な財源を持たざるを得ない。持つためにはどうしても財投資金ということになつてまいるわけでございますが、いわば認可法人はこの財投資金を導入することができないんだ、こういうことでございますが、実質的に公団ならばいいけれども認可法人はいけなかつたか、そういうことではなくて、やはり業務の持つ公共性なりいろいろな面から本来的に判断をされるべきではなからうか。特に財投等は国民のいわば預貯金が主体でございますから、それを完全に保全をするということとは非常に大切でございます。した

がつて、営利を目的としない事業には云々というよりなこともあるようでございますけれども、私はそうだとするならば、その利子はむしろ一般会計で補給してでも、やはりその事業が本来的に国民福祉のためにこれから拡大強化をされるわけばならぬという性格を持つたならば、そういう便法が考えられてしかるべきではないか、こう考えるわけですが、これは大蔵省からも来ていたたいておりますので、大蔵省の御見解をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○垣水説明員 この下水道事業団に対して財投資金を直接入れてやつたらどうかという趣旨の御質問かと存じますが、実はこの問題につきましては、すでに四十九年度の予算のときから政府部内といつたしましては検討をしたわけでございますが、御承知のように、有料道路と一般道路との関係に典型的にあらわれておりますように、財投の資金と申しますのは、国債、地方債の引き受けを除きましては、原則として料金収入というふうなないわば明確な償還財源を持つたものに充てるというものを一つの一般会計と財投とのけじめにしているわけでございます。このけじめのよしあしということとはまた別に御議論があるかと思ひますけれども、たとえばいまおっしゃいましたように、認可法人に運用部や簡保の金が貸せないということではございませんで、資金運用部資金法によりまして、「確定且つ有利な方法で」運用しろと書いてございまして、さらにその運用の中身の一つとして、「特別の法律により設立された法人で、第三号に規定する法人」これは国鉄というふうなものがございます、「及び地方公共団体以外の者の出資のないものうち、特別の法律により債券を発行し得るものの発行する債券」ということが書いてございまして、ここで「債券を発行し得る」ということは、単に形式的に債券を発行するということではなくて、いわば債券の発行ということを一般的に考えますと、借入金ならば、たとえば交付税特会のようにいわば一種の消費的なと申しますか、そういうものに対して借入金ということ

は財政上認めておりますが、債券ということは国債と地方債以外には特定の償還財源を持つということが前提で、市場に転々流通する債券という形にせざるを得ない。いわばこの資金運用部資金法の債券を発行することが認められた法人という意味は、特定の償還財源を持つたようないわば財政基盤のしっかりしたと申しますか、そういうものでございまして。

ところが下水道事業団と申しますのは、残念ながら、下水道事業というのは下水道の使用料あるいは受益者負担というふうなものがございまして、これも、これはどうい建設計の償還財源に充てるといふような財政基盤としては固有の償還財源というわけにはまいりません。結局地方の支出と国の国庫補助金の支出ということによらざるを得ない。

三十年という長い間をわたりますものは、財政のけじめをいたしましては国債によつて行ふべきものであつて、したがつて、非常に下水道事業は大切なものでございまして、従来のけじめによりますと、これは一般会計が国債を発行して、その国債が市中で受け入れられなければ運用部が引き受けるという、回りくどいようでございますけれども、それを一応のけじめにしておるわけでございます。しかし、今年度、五十年年度予算のよりに非常に大きくなり過ぎる、心理的にも余り大きくなり過ぎる、そこで公共事業一般を横ばいにするような中で、下水道事業を大幅に伸ばさなければならぬという要請、それから財政のけじめという要請とを両々にらみ合わせて、私どもとしては精いっぱい知恵をしぼつて、現在お願ひしておりますような特別地方債を通すという、下水道事業の国庫補助金が前の方が非常に厚いという特殊な性格に基づきまして、五年間の国庫債務負担行為という現行の財政制度の枠内で処理できる範囲で、いわば下水道事業を精いっぱい伸ばすということ、従来の財政のけじめという中で処理するということによつて両方を満足するということ、私どもといふことではないかということで、私どもとい

たしましては精いっぱい知恵を出したつもりでございます。

(内海(英) 委員長代理退席 委員長着席)

○渡辺(武) 委員 もつと精いっぱい知恵を出してもらわなければいかぬわけですが、現行法の資金運用部資金法によれば、いまあなたがおっしゃったような方法、従来の慣例に基づいて、そういう方法の中で本当は精いっぱい考えたんだ、こういうことでございますが、実際従来の財投の使用われ方そのものを私ども見てもいいにしても、必ずしもわれわれが十分納得のできるような方法で分配をされておるといふふうには実は考えないわけでございます。たとえば高度成長時代にはいはば相当産業投資の方向に、住宅投資よりもっとたくさん財投資金が使われておったことも事実でございますし、いろいろな面を見てまいりますと、私は、そのときどきにいろいろ問題はあろうかと思いますが、いま申し上げておりますように、やはり下水道事業そのものが非常に緊急の課題として、これは地方自身の財源も相当苦しいのでございましょうし、そういう中で国自身がその要請にこたえるためにはもつと体制を整備強化をしていかなければならぬという要請に基づいてこういう推移をしてきておるわけですから、本来的に建設省がもうるんだように、本来公団というものにして、そして実際には受託をするよりも、それを代行して事業をやっている、こういう気持ちのもとに実は進められておるんだけれども、実際にはまた先ほど大臣が答弁されましたように、別に新設を認めないとかそういう理由ではなくて、別な形から制約をされておるといふことで、それから、それは何とか実質的にそういう方向がとれないものだろうか。必要ならば、私は資金運用部資金法を改正してでも何とかそれに対応していく道は開けないものだろうか、こう実は考えざるを得ないわけでございます。したがって、いままでの法律により、いままでの慣例に基づけばそ

うならざるを得ないという御答弁に対しては決して否定するわけではありませんが、そういう現下の社会情勢に対応するためにもう少しやはり前向きな検討がなされないものかどうか、こう思うわけですが、いかがでございますでしょうか。

○堀水説明員 ただいま申し上げましたように、実はこの問題は、資金運用部資金法の問題としては、形式的には事業団に債券発行の規定を入れるかどうかというふうなことになるかと思ひますが、基本論として私どもとしては、こういうことが将来にわたって続くことを私ども財政当局者としては祈るわけでございますけれども、繰り返して申し上げますが、本来これは国債を発行してそれを運用部が引き受けるという形で、要するに一般会計の規模の問題とのからみでございます。ですから、むしろ、ちよつと言葉が過ぎるかもしれませんが、こういう若干景気その他に対する影響もあつて、一般会計の規模が余り大き過ぎても困るというところに基づく、むしろ便法と言つてよろしいかと思ひわけでございます。これは理論的に申しますと、下水道事業団自体は一般会計からその資金を繰り入れて、それで事業をされるというところについて特段その面からの問題はなにかと思ひますが、そういう問題でございますので、やはり大蔵省といたしましては財政のけじめをどこにつけていくかという問題かと思ひますので、そのように御了承いただきたく思ひます。

○渡辺(武) 委員 この問題だけやっておりますと時間が参つてしまふものですから、一応われわれとしてはそういう気持ちを持っております。何とかもう少しそれ以上に知恵を働かしてうまい方法を考へていただくというところでございまして、いろいろの理由があるでございますし、うけれども、御承知のように、いわばいまは長年とられてきた政策が転換をされて、福祉が重点的に施行されていくという段階に入つてきておるわけですから、従来の慣例その他等々から照らし合はせると、相当考え方を案えていかなければならぬいろいろな物事が出てきておるであらう。しかし、先ほど

申し上げましたように、資金運用部資金というものは本来的には国民の財産であるわけでございますから、それをいよいよ確実に保全していくというところは一方においては大切なことでございまして、当然慎重を要しなければならぬということがあつて、そして確実な収入が見込まれるもの等というふうなことが出ておると思ひますけれども、それは私どもが別個に保障をしていつたらどうだろうか、こう実は考えるわけでございます。したがつて、もう一歩進んでいましてそれらの社会情勢の変革に対応するような方法はないかどうか、大蔵省の方々、有能な方々ばかりでございまして、一段と御努力をお願いをしたいと思ひます。

次に、私的に環境の問題について御質問を申し上げたいわけでございますが、最近のテレビや新聞等で、意識的か故意か私よくわかりませんが、昨日も実はあるテレビにスイッチを入れましたら、途中から見ましたのはつきりはいたしませんが、したが、公共下水道を報じておりましたニュースレポートの中で、たしか愛知県の一宮市だという声をちよつと聞いたのですが、河川が大変汚れてきたのでいろいろ原因を追及していつたら、その汚染源は終末処理場であつた、この環境問題がやかましいときに、汚染源を追及していつたら公共団体がやつておる下水道の終末汚染処理場であつたというところはどうか、どうだろうか、こういうニュースの流され方。しかもそれと同時に、付近住民の方々にいろいろインタビューをしておりました、特に悪臭の点なんかで付近住民の方々が大変困つておられる、市当局は一億円を投入してグリーンの屋根を設けたのだけれども一向に効果がない、これは一体どうしたことだ、こういう趣旨のニュースレポートが流されておつたと思ひわけでございます。

これらを何もわからない国民の方々が見たときに、これは終末処理場大変なことだということで一層反対運動ののろしが上がつてしまふのじやないだろうか。つまり下水道といつても相当古くか

らできておる既設の下水道施設があるわけでございますから、それがいまの大勢に十分対応しておるかどうかどうだろうか、私は実はこの辺に疑問を持つたわけでございます。

そこでお尋ねをしたいのですが、現在既設の施設の中でいろいろ問題が起つておるような施設はどのくらいあるんでございましょうか、把握をしておられますか、しておられませんか。

○久保説明員 既設の下水道の問題で不十分な点があるのではないかと、こういう趣旨の御質問かと思ひますが、一つには、先ほど新井先生の御質問にございまして合流式下水道の問題が実はあるわけでございます。わが国でも下水道の歴史の非常に古い都市、たとえば東京、大阪その他そうでござい

ますが、古い設計で古い時期に計画されたものにつまましては、汚水量の見積りも方々等、東京の中心部等は、大正の初期に計画されて実施をされておりますから、その当時のものとしては、たとえば一人当たりの汚水量にしても二百リットルというふうな規模で計画がなされておりましたが、現在ですと一人当たりになりますと五百リットルとか六百リットルという水が使われておるわけでございます。そういう意味合いからいいますと、パイプそのものの容量も不足しておる、あるいは不足をしておるがゆえに雨が降つた場合には、汚水と雨水と一緒に流れる合流式の雨水吐の一部から出てくる汚水の量が多い、こういう点も実はあるわけでございます。それにつまましては、先ほど新井先生の御指摘がありましたような合流式の改善という検討が進行いたしております。これは古い下水道でございます。

それからもう一つの問題は、すでに下水の処理場があつて、処理場としての運転はしてあるけれども、それに流入をしておる下水量が処理場の能力を上回つて大量に入つてくる、こういう下水道もございます。全体の運転されている下水処理場のうち、能力を上回つて汚水量が流入しているのが幾つあるかという数字は持つておりませんが、私どもは毎年度の予算配賦におきまして、そうい

う状態を勘案しながら下水処理場の投資をしたり、あるいは下水管の整備を進めておきますので、非常に多い数字ではないかと考えておるところでございます。

○渡辺(武)委員 実はいま、新しい布設下水道にいたしましても大変反対運動が盛んなんですね。そういう現状を見ると、既設の古い下水道がそのまま放置をされておることによっていまのようなテレビニュース等も流されてしまう。そうしますと、住民はよくわかりませんから、その下水道がいつできて、能力以上に汚水が流れ込んでおるんだとかいうことは一切報道してないわけですから、ただあらわれている現象だけで、実際の排水口からは下水道法に定められた排出基準以上の汚染された水が流れておるとか、付近に悪臭が漂ってるとか、それを市当局は大変困つてしまつておるとか、そういう形の流し方というのは大変誤解を生んでしまつて、新しい処理場施設そのものをもでなくしてしまつておる。こういうことですから、そういう問題を現に起こしつづけるような施設は、相当強力に指導をして一日も早い改善施設をやらないと、悪いところは大家なんだ、いやそこを見に行つたらよくわかるから行つたらいいやというふうなことになる。これは反対をするためのよりよい見本を残しておくようなもので、大変な問題ではないかと私は思うのです。そういう意味では、もつと別な意味でそういう面に対する行政指導なり強力な改善措置をとる必要があるのではないかと、こう考えますので、実は何か所ぐらいそういうところがあるのか、把握しておられるかどうか、こういうことをお尋ねしたわけでございます。現実的にいうべしそういう報道がされておつたわけですから、大変大切なことではないであらうか。

一方また、特定な学者グループがいろいろ発表をいたしております中では、これも故意か偶然か知りませんが、現在の下水道施設工事そのものをも抑制をさせるような発表がなされてしまつて、一例を挙げますれば、公共下水道と「公共」という名前がついておるんだから、公共とは人間の生活を守るということに通ずるんだ、したがって生活汚水を入れるだけであつて他のものは一切入れてはいかぬのだ、それが公共下水道なんだ、こういう宣伝もなされてしまつておる。下水道法を見れば決してそれは書いてありませんし、下水道法による公共下水道とは何か、あるいは下水とは何をいうのかというところは明確に記されておるんだけれども、そんなことはそこのけで勝手に解釈が公表され、こうあるべきだと流されてしまつておる。そうしますと住民、国民側で見れば、こんな細かい法律は御存じないわけですから、なるほどそうか、でたらめなことをやつておる、実はこういうふうに通じていってしまつておるわけでございます。

そういう意味で、そういう誤解を招くような報道なり発表なりに対しては、それらに対応する処置というものを何かもう少し考えなければいけないのではないかと、私は実はこう考えるわけでございます。建設省自身としては、むしろそれらに対応してはいけば火に油を注いだやうなもので、彼らは得たりや応とまた反応してきて、逆に宣伝をされてしまつていふやうなおそれをお持ちのやうでございまして、黙つておれば黙つておるほど、これはまた大変なことになっていくんではないか。現に私の地区でもそういう傾向があらわれておるわけでございます。

だからといって、ではそういう人たちは依然としてたれ流しをしろと言ふのかということになりますと、そうではないのです。やはり下水道をつくらなければいかぬ。つくらなければいかぬのだけれども、現状こういう悪いところがあつて、つくるのに反対だ、こうなつてきまして、非常に矛盾が生じておるのです。つくるのが反対ならばたれ流しをさせておけということなのか、こう議論をいたしますと、いや、そうではないのだ、やはりつくらなければいかぬのだけれども、現状ではこういう技術的な未熟さがあつて、いまつくることには反対だ、こういうことになっていってしまつて、そこで必要以上に長い間工事でもできずに放置がされていくというのがいまの現状ではないか、私はこう考えざるを得ないわけです。

したがって、そういう面に対してこれから一体どのように対処していかなれるおつもりか、お考えを聞いて私の質問を終わりたいと思ひます。

○吉田(泰)政府委員 まことに御趣旨のとおりでありまして、たとえば公共下水道の「公共」というのは、文字どおり設置、管理を公的の主体が行う、そして有害物質など、処理できないものは別として、何人に対しても公平に利用させる、それが公共の理由でありますから、工場排水といへども、処理できるものである以上、これは受け入れて、効率的に広く活用するというのが筋であります。

またまた、除害施設の設置状況が悪い等のために、工場排水を入れたことが即悪質排水につながるというやうなことが指摘されまして、そういう事実があることについてはシラミつぶしに点検し、これを是正していかなければなりませんけれども、法律のあり方としては、あるいは公共下水道のあり方としては、まさにそういうもので門戸を狭めるいわれはもとよりないと思ひます。

いずれにしても、私もそういう機会があれば種々説明もし、答弁もし、やぶさかではないわけではございませんけれども、結局は事実をもつて、少なくとも新設のものは完璧なものに仕上げ、既設のものも計画容量を上回るやうな場合には、できるだけ速やかに計画容量の変更に対応できるように改善していく、あるいはふたをかけるとか、植樹等の環境整備を行うというやうなことで、そういう反対のうち、もし事実のことがあれば、それは速やかに是正するし、事実と違ふやうなことを言われておる場合には、それでないことを広く周知徹底するやうな事実をもつて示していくというところでなければならぬ、私もこのように思つておる次第でございます。

○天野委員長 福岡義登君。

○福岡委員 なるべく重複を避けたいと思ひますが、再確認の意味もありまして、若干重複することを許していただきたいと思います。

質疑に入る前にちょっと苦言を呈したいのですが、きょう採決をやる予定になつておるのにお見かけのとおり状態、どうも質疑にも力が入らぬのですが、冒頭に苦言を呈しておきたいと思ひます。

○天野委員長 ただいま手配をしておりますから、御了承をお願いいたします。

○福岡委員 まず建設大臣にお伺ひしたいのですが、下水道事業は、御承知のように第三次五カ年計画がこの五十年で終わるわけでありまして、来年度から第四次五カ年計画が策定されると思うのですが、特に最近、御指摘がありましたやうに公害防止でありますとか水質環境保全、そういう面から下水道事業は非常にふえてまいりまして、相当の規模に第四次五カ年計画はならざるを得ないと思ふのでありますが、この第四次五カ年計画を策定される基本方針というものの並びにその規模は、一体どの程度を考慮されておるのか。私どもが考えますと、五十年に建設省が要求されましたときに、十兆円ペースである。先ほど申し上げましたやうな事情を勘案をいたしますと、十数兆円の規模になるべきである、こう思ふのでありますが、どの程度の規模を建設大臣としては考えられようとおるのか、第四次五カ年計画策定に当たつての基本方針とあわせて説明をしていただきたいと思います。

○飯谷國務大臣 細かい計画の問題で、必要がありまして局長から答弁をいたさしますが、基本的な考え方としては、五十年で第三次が終りまして五十一年度から第四次が発出するわけでありまして、水質環境基準等も設定されて、下水道の緊急整備が国家的な大きな課題に相なつておることは御承知のとおりでありまして、その意味におきましては、私どもは今後の計画はかなり積極的な国民の期待にこたへるものでなくてはならない、しかも三次の計画の実施等の反省をしながら新しい計画に進んでいかなければならぬと思つておりますが、率直に申し上げまして、五十一

度からは新しい経済社会基本計画も設定をせられることになっております。そして第三次全国総合開発計画もいろいろ検討をされておるのであります。したがって、こういうふうな一連の国家の長期計画とやはり調整をしながら進めていかねければならぬことは申し上げるまでもございません。

ただし、一連の長期計画そのものが、従来の高度発展の計画の中からさらに現在の安定成長へ進めていかねければならぬ、その過程における一つの計画変更とも言つていいと思います。そういう面から考えてまいりますと、必然的に、新しい計画はどの計画も国民の生活環境を充実するということに重点が置かれなければならぬことは当然でありまして、私も建設行政としても、住宅、下水道等については最重点を置いて進めなければならぬという考え方を持っております。そういう一つの思想的な方向、考え方というものは一致いたしておりますから、私も、そういう中で調整をしていくにいたしても、かなりわれわれの期待するような計画はできるものと思っております。

具体的問題につきましては、まだそういった長期計画を見ながら、それと調整をしながら進めていかねければならぬから、第二次では十兆円ということになっておりましたけれども、金額を一体どこまで決めてどういう方法でやるかという問題につきましては、少し調整の期間も要りますので、まだ具体的に申し上げることはできませんが、御趣旨はよくわかっておりますから、私もそういう考え方、今後努力をいたしてまいりたい、かように存じております。

○福岡委員 考え方はわかったのですが、一連の作業が終わる、その中で検討されるということなんです、周囲の情勢は必ずしも樂觀でできないというように思います。よほど腰を据えて建設省ががんばってらなければ問題の解決がでないと思ひますので、きょうここではその要望程度にとどめておきたいと思ひます。

次の問題なんです、先ほどもちょっと議論がありました。財投資金の問題でございます。

下水道事業に特定の償還財源がないのは、これはだれだってはつきりしておるわけです。道路公団のような料金を取ってどんどんやるわけではない、これはあたりまえのことなんです。しかし、下水道事業を推進しようとするれば、財投資金でも導入をいたしまして、事業団が事業を遂行するのには地方公共団体がやる場合に資金的な手当てをしなれば、これはできぬということになります。先ほど渡辺三委員と大蔵省の課長とのやりとりを聞いておったのでありますが、ああいう考え方では問題の解決ができません。新たに道を開くという立場に立つ必要があると思うのであります。試みにどれだけの財投資金がいままで動いたかを見ますと、昭和四十九年度財投総額は七兆九千二百三十四億円でありまして、そのうち地方債を通じまして下水道事業に出ておりましたのは二千二百二十五億円しかありません。五十年年度九兆三千三百億円の総額でございますが、地方債で地方公共団体の下水道事業に出ておりました財投資金は二千七百四十七億しかないわけです。今度特別債の交付制度ができました、債務負担行為で五年分の国庫補助金を特別交付債で出すわけであります、それが七百三億、合計いたしまして三千四百五十億円しかない、非常に少ないわけでありまして。

地方債の枠だけで問題を考えていくということになりますと、地方公共団体のそれぞれの事情がある、あるいは力量の問題もあるでしょう。力量というのは技術的な力量というふうなものもあるでしょうし、財政全体の力量という問題もあるでしょう。ですから、いままでのような地方債の枠内において財投を考えていくということだけでは問題が解決しない。事業団が財投資金の導入をして代行をするというふうな新しい新たな道が開かれなければならぬと思うのであります。私は大蔵省きょう呼んでいないのであります、建設大臣としてのお考え方はどうでありましょうか。

○吉田(泰) 政府委員 現在の資金運用部資金法の解釈から、認可法人だからだめだというわけではないが、もう一つの要件である債券発行権限というものがなければならぬ、それは字句から言えば債券発行権限を書けば足りるかもしれないけれども、実質的な意味は、独自の償還財源があつてこそ債券が発行できると言えるのではないかと、それで一般財源と財投とのけじめを財政当局として持っているんだ、こういう話でありまして、実は私どもの予算折衝でもそういったことが一番の壁になりまして、ついに実現を見なかつたわけでございます。

ただ、五十年年度の予算ではかなり大量の特別の地方債というのが認められ、これは全額政府資金でありまして、まさに最も良質な財投が入つておる。しかも普通の起債と違ひまして、その利子については全部国費で後年度見ていくということになりますから、これは実質的には国費の肩がわり、つまり一般の補助金起債や単独起債とはずいぶん違ったものになっている。そういう意味で間接的な財投が入つたということと言えるのではないかと、こう考へております。

問題は、一年で済めばいいわけですが、今後長期にわたるこのような仕組みをうまく操りつつ本当にいくものだろうか、償還期限も短い、地方債を経由するという複雑な仕組みというものが本当に将来にわたつてうまくいくだろうかという、私も正直言つて危惧を持っております。ただやつともみないううちにこれではいかぬではないかという主張の根拠も薄かつたものですから、一応これを受け入れまして今後の実際を見守ろう。正直言つて、今後下水道に国費が格段につくならば、それに見合った程度にこの特別債もついていくならば当面は確かにしのげるわけでございます。しかしながら、実際にはそうもいかないといふことが実態として出てまいりますれば、やはりだめではないか、少し法律改正までいかないでも解釈を活用するなりして何か考えられませんか、償還財源有無という問題は確かに下水道には

ありますけれども、それではそのけじめで完全に決められているのかというようになことを詰めていく必要が出てくると思ひます。いまのところはこの予算の内容及び事業団による改組、拡大といふものはかなりの前進でございます、これをもつて出発点とし、今後一応この線而努力してみ、その推移によりさらに次の発展を期したい、かように考へております。

(委員長退席、内海(英) 委員長代理着席)

○飯谷国務大臣 先ほど渡辺議員さんの質問に対して大蔵省からも答弁がございましたが、実はあの議論を私も予算折衝のときにはずいぶん続けたわけですが、私どもの言ひ分もずいぶんありますけれども、ただそういう議論をしておたらタイミングがなくなりますので、センタでそのまゝ行くよりも一歩前進することがいいということ、私は政治的妥協ということをあえて言つたのですが、実はいたしたわけでございまして、私も大蔵省の意見を全面的にそうだとは思つておりません。新しい時代に備えて新しい方法を考へることは当然政治の課題でありますから、さように思つております。

ただ、そういう意味でこの法案を提案をし、いま御審議をいただいて大御協力をいただいております、まずこれで出発させて、実施をしてみ、そして改めて考へるべき時期が来れば考へなければならぬと思つております。率直に言つて、特別地方債なんというものがそんなことでいつまでも続けることができるかどうか、これは素人が考へてもわかることでありまして、そういう意味で実施段階において十分新しい時代に備えていかねければならぬ、そういう覚悟で努力をしまひたいと思つております。

○福岡委員 今後の努力を強く要望いたしまして次に移りたいのですが、補助対象事業の拡大についてであります。資料によりますと、公共下水道の対象事業が非常に低い。全体の平均で五七・七、七大都市で四一・

六%、一般都市で七四%となつておるのですが、これを相当思い切つて拡大をしていく必要があると思ひます。

〔内海（英）委員長代理退席、委員長着席〕

たとえば終末処理場の屋上の環境整備の問題。

この間三河島の現場を見てまいりました。非常にいいものが出てきている。これは補助対象になつていない。東京都がやつたわけでありすが、周辺の住民から非常に喜ばれておる。私もしばしばそこへ休憩したいくらいいい環境でございます。これは一つの例なのでありますが、少なくともこういう終末処理場における環境整備の事業とか、その他申し上げましたように補助率が非常にまだ低いわけでありすが、これを思い切つて拡大すべきであると思ひが、どうでございましょう。

○吉田（泰）政府委員 補助対象割合は、過去においても毎五カ年計画のたびにセツトしてきておりますので、私も第四回の五カ年計画におきましては、その事態に即した補助対象率を要求し、実現したいと思つております。その際、一般的に対象率の引き上げもさることながら、特に御指摘の終末処理場の環境対策なくして処理場は今後できないといふものでございまして、これには特に力を入れて最大限の努力を払いたいと思ひております。

○福岡委員 最大限の努力といふのはどういふことかと抽象的でわかりませんが、それこそ最大限の努力をしていただきたい。その程度にしておきたいと思ひます。

次は三次処理問題なんです。水資源が非常に乏しい、再利用ということも最近関係者の間で強い意見が出ておるわけですが、いまの技術水準その他から考えまして、三次処理という定義があればひとつ聞かせていただきたい。

○久保説明員 三次処理の定義の問題でございすが、実は三次処理といふのはこういうものであるといふふうに明確に定義づけられたものはない

わけでございます。歴史的に下水処理の程度がだんだん改善されてくる過程で、一次処理、二次処理といふところまで来たわけでございます。一次処理といふのは通常の沈殿、消毒、放流であります。それから二次処理といふのは、沈殿したものにさらに生物学的な施設を付加しまして、一次処理よりも二次処理の方が処理水の程度が高いわけでございますが、その処理の程度はBODにいたしまして二〇ppm程度でございますので、それよりもさらに高度の処理をするのを一応三次処理といふふうに言われておるわけでございます。それからBODにしましてもかといふことに対しては、BODにしましても幾らまでかといふようなことが定義づけられていないのはございせんが、建設省が現在目途にいたしておりますのは、BODにしまして一〇ppm以下にして処理しようといふことで技術開発の努力をしている段階でございます。

○福岡委員 私もちこちで調べてみたのですが、明確な三次処理という定義がないようですが、早急にひとつ、特に窒素とか磷とかいふものが非常に技術的にも未開発のようですので、そういうものを含めまして三次処理といふものの水準を決めると同時に、技術開発その他積極的な取り組みをしていただきたいといふことを要望しておきたい。次は財政問題なんです。非常に財政がピンチに來ておるわけでありすが、この財政再建についてどういふ行政指導をされようとしておるのか、そこを聞きたいと思ひます。

もちろん建設費が大幅に削減で補助されるといふことも一つのやり方でございますし、あるいは料金改定をするということも一つの方法かと思ひます。その料金改定に当たりましては、これは私の意見なんです。水資源を節約するといふ意味も含めて、一定量以上の排水をするたえは工場などに対しては思い切つて料金を引き上げるといふような措置も必要なんじゃないかといふ気がするのでありますが、料金体系のあり方

などいろいろ考えられると思ひますが、どの都市を見ましても下水道事業は非常に財政上ピンチに來ておる。今後どういふ対策を考えておられるのか、どういふ行政指導をされようとしておるのか、お伺いしたいと思います。

○吉田（泰）政府委員 下水道の建設費につきましては、国庫補助のあり方を逐次改善していく、これに適正な地方負担をかみ合わせ、つなぎ資金として地方債とか、さらにその財源としては財政投こうといったものがうまくかみ合わされていかなければならないと思ひます。

問題は維持管理費でございます。これもだんだん個所がふえ、処理の程度が高まれば相当多額の経費を要するわけでありすが、私どもの考え方としては、維持管理費は下水道の使用料で賄う、こういう考え方でありまして、ただ御指摘のように大規模な工場その他、水質も悪いしあるいは水質は別としても多量に使うといふものについては、そういういた水質の汚れの度合い、あるいは一カ所で使う量の果進のぐあいにによりまして差がつくといふことがむしろ公平ではないか、こういう気持ちで従来も指導してまいりました。そういうこととによつて、全体としては少なくとも維持管理費を使用料で賄う、一部原因者負担の要素も加味して、一部につきましては、建設費の一部にも、この償還にも充てられるという程度のものが本来は必要ではないか。ただ個々の公共団体の実態並びに過去の経緯もありすが、一概に強制するわけにはいきませんが、考え方を言われれば、そういうことで私も今後とも指導していきたいと思ひます。

○福岡委員 ただいまの局長の答弁ではどうも満足できませんが、各都市の下水道事業が非常に財政上ピンチに來ておるといふことだけは事実なんです。今後、いま御説明がございました程度以上のもので積極的な取り組みというか指導をしていただきたい。私も幾つか意見を持っておりますけれども、また別な機会に譲ることにいたしますが、このままではやっつけいけないと

いうことだけは明確なであります。その対策を急いでいただきたいという要望をしておきたいと思ひます。

それから次の問題なんです。いろいろな下水道事業といふものがどういふところに位置づけられるか議論されてきたんですが、各委員が指摘されましたように、下水道事業というのは本来地方公共団体の固有事務である、それを国なり、あるいはこの際は事業団であります。事業団が指導なり補完をしていくという立場にあるべきだ、そういうようにきよまでの審議の過程で繰り返されて確認されておると思ひますが、念のためにもう一遍それをお伺いしたい、これが一つであります。

それから二つ目に、であるとするならば、事業団の運営につきましても地方公共団体と緊密な連携をとることはもちろんであります。その組織なり機構なりあるいは事業計画、役員構成などにつきましてもそういう角度からの配慮がなされるべきであると思ひがどうかということが二つ目でありまして。

第三の問題は、終末処理場の問題なんです。ありますが、質疑応答の過程で、技術体制が整うまで二年ないし三年間は事業団が委託を受けるけれども、当該地方公共団体の体制ができればそれを即刻返すといふことになるといふお話でした。であります。ましてや事業団が地方公共団体から委託を受けたものをさらに外注するといふようなことはいたしませんという説明がなされてきたわけですが、それを再確認していかどうかということが第三の問題。

それから第四の問題は、事業委託と特別債の交付の連動という言葉を先ほど渡辺さんが使われたんでありますが、一切そういう関係はない、委託するかどうかは全く地方自治体の意思に基づくものである、任意によるものであるといふことを再確認したいと思ひがどうか。

以上四つの点について、内容の説明は今日まで繰り返されたので、もう結構でございます。

から、そのとおりであるとか違ふとかいふお答えだけを聞かしていただきたい。

○吉田(泰)政府委員 まず下水道事業団の本来地方公共団体の固有事務であるという位置づけについてはそのとおりでございます。

したがって、事業団の運営につきましても、もともと受託事業でもあります。特に地方公共団体との連絡調整を密にする、そういったものを新しい事業団の評議員とか非常勤理事等の構成についても十分配慮するということなことを心がけたいと思います。

さらに終末処理場の受託につきましては、あくまでも建設完了後若干の期間、短いほうがいいわけで、長くて二、三年の経過期間をとかくつないでいくという趣旨でありまして、その間に極力公共団体側の維持管理体制を整え、技術者の養成を経て、間違ひなく移管できるようにしていくというこゝろでいきたいと思ひます。もとより、処理場を受託した場合の処理場の本質的機能の部分につきましては外注するということはありません。外回りの清掃とかいろいろ下水道そのものの技術に関係ないことは、あるいは外注することもあると思ひます。

次に、委託と特別債との関係につきましては、すでに御答弁申し上げたとおり、あくまでも自治体の意思によつて委託していただくものでございまして、委託の有無によつて特別債の配分を左右するものではありません。

○福岡委員 最後に、地方公共団体、この場合主として七大都市、あるいは建設省その他から事業団の方に職員が相当出向するわけでございます。公共団体が違えば公共団体間の労働条件の相違もある、あるいは建設省と地方公共団体の相違もあると思うのですが、出向する職員についての処遇につきましては格段の配慮をする必要があると思ひうのでありますが、その点を最後に聞かしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○吉田(泰)政府委員 下水道事業団に相当数の地方公共団体からの技術者を中心とした出向が必要

要でございます。そういう方々が下水道事業団の中核をなして働いていただくわけでございますので、少なくとも従前の給与を下回らないとか、その他処遇の面で御不満が出ないように万全の措置を、いままでもとつてきまして、今後とも配慮したいと思ひます。

○天野委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○天野委員長 これより本案を討論に付するのでありますが、討論の申し出もありませんので直ちに採決いたします。

内閣提出、下水道事業センター法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○天野委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○天野委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、内海英男君、井上善方君、浦井洋君、北側義一君及び渡辺武三君から、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者内海英男君から趣旨の説明を求めます。内海英男君。

○内海(英)委員 ただいま議題となりました下水道事業センター法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案について、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文はお手元に配付してあります。御承知のとおり本法律案は、下水道事業センターを改組拡充して、委託に基づく下水道の根幹的施設の建設を主たる業務とする日本下水道事業団とする等、所要の改正を行おうとするものであります。事業団に財投資金を導入して、下水道の根幹的施設の建設を代行させることについての検討、事業団の運営に当たつての地方公共団体との

緊密な連絡、下水道技術者の確保、下水道整備費の補助対象範囲の拡大、除害施設に対する監督の強化及び高度処理技術の開発、実用化の促進等については、審議の過程において特に論議された重要な問題でありますので、ここに附帯決議を付し、以上の諸点について、政府の適切な措置を強く要望する必要があると存するのであります。

以上で趣旨の説明を終わります。

委員各位の御賛同をお願いする次第であります。

下水道事業センター法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 下水道の根幹的施設の先行的整備を緊急に行うため、日本下水道事業団に財投資金を導入して同施設の建設を代行させることについて検討すること。

二 本事業団の運営に当たつては、地方公共団体と連絡を密にするとともに、地方公共団体より出向する職員については、その処遇について十分配慮すること。

三 下水道技術者の確保については、更に一層努力するものとし、特に市町村における終末処理場の維持管理を担当する技術者の養成に努めること。

四 下水道整備の一層の促進を図るため、補助対象範囲の拡大に努めるとともに、新たに終末処理場の環境整備費を補助対象に加えるよう配慮すること。

五 公共用水域の水質を保全するため、除害施設について監督を強化するとともに、下水の三次処理、汚泥処理等の高度処理技術の開発、実用化を促進すること。

右決議する。

○天野委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

本動議に対し、別に発言の申し出もありませんので、これより採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○天野委員長 起立総員。よつて、内海英男君外四名提出のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、建設大臣から発言を求められておりますので、これを許します。飯谷建設大臣。

○飯谷国務大臣 ただいま全会一致をもつて御決議をいただきました。本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

審議中における委員各位の御高見につきまして、今後その趣旨を生かすように努めますとともに、ただいま議決になりました附帯決議につきましても、その趣旨を十分に尊重いたしまして、今後の運営に万全を期してまいりたいと存じております。

委員長初め委員各位の御協力に対し深く感謝の意を申し上げ、ごあいさついたします。ありがとうございます。 (拍手)

○天野委員長 なお、お諮りいたします。ただいま議決いたしました本案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○天野委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○天野委員長 次回は、来る十八日水曜日午前十時理事会、午前十三時三十分委員会を開くこととし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時十七分散会

建設委員會議録第十四号中正誤

ページ 段 行 誤 正

三三三 公営、住宅 公営住宅

同 第十五号中正誤

ページ 段 行 誤 正

二五二 九 あるいはある あるいは

二五 四 末四 整備 整備

同 第十六号中正誤

ページ 段 行 誤 正

一四三 運動所 運動場

三四三 あない方 あなな方

八二末四 そういう 険 そういう危険

〇四九 とい とい

二四二 天 購買力 購買力

三四五 いるいう点 いるという点

三四五 地元の 地元

三三三 都市開発法 都市再開発法

昭和五十年六月十九日印刷

昭和五十年六月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

Q